最終更新日：2023年10月4日

Gーくすりの窓口
代表取締役社長 堤 幸治
問合せ先：03-6712-7406
証券コード：5592

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主、取引先（調剤薬局、医療機関、介護福祉施設）、個人ユーザー（患者様）、債権者、従業員、地域社会等のステークホルダーから信頼や評価をいただける経営を目指し、経営の健全性、透明性の確保に努めております。
こうした目的の実現のためには、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、有効に機能させることが不可欠であり、継続的に整備・強化を行う他、当社の成長ステージや経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう随時見直しを図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
NBSEヘルステック投資事業有限責任組合	3,180,000	28.96
株式会社ＥＰＡＲＫ	3,135,000	28.55
SBIイノベーションファンド1号	1,865,000	16.99

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したものとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、その他関係会社に該当する株式会社ＥＰＡＲＫが始めた医薬品処方の受取予約サービスを事業譲受してスタートし、その後、関連するサービスを独自開発し事業を拡大してきました。この予約サービスを行うために当社は同社とオフィシャルパートナーシップ契約を締結し、同社及び同社グループ企業とＥＰＡＲＫサービス共通の会員、予約に関するサービスプラットフォームを共有しております。また、当該契約に基づき同社に対して主にロイヤリティ及びサービスプラットフォーム利用料等を支払っております。これらの取引により、ＥＰＡＲＫ会員という数千万人のユーザー基盤を活用できるという大きなメリットがある他、それら会員情報に係るセキュリティを確保しつつ事業推進していくことが可能となります。株式会社ＥＰＡＲＫとの取引におけるロイヤリティ率などの取引条件については、両社の協議に基づき決定されており、適宜見直しを行って適正な水準を維持することとしております。また、同社との取引は、「関連当事者取引管理規程」に基づき、取締役会の承認を得たうえで行うこととしております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊藤　伸昭	他の会社の出身者											
山本　純偉	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤　伸昭	○	該当事項はありません。	伊藤　伸昭 ○ 該当事項はありません。大手電機メーカーのヘルスケア部門をはじめとした医療・健康分野の数多くの企業・団体での経験を有しており、業界における様々な知見を活かして当社事業展開に係る助言・提言をいただけることを期待し、選任しております。また、東京証券取引所の定める独立基準に照らして一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

山本　純偉	○	該当事項はありません。	医師としての長年の経験、大学講師としての高度な知見を有しており、ビジネス目線とは異なる医療従事者の立場から当社事業の方向性等について助言をいただくことで当社の企業価値向上に貢献いただけると判断し、選任しております。また、東京証券取引所の定める独立基準に照らして一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査、会計監査人による会計監査を基本としております。監査役と内部監査担当は適宜ミーティングを実施し、内部監査の結果を監査役へ報告する他、監査役から内部監査担当へ課題認識等を共有する体制をとっており、適切な監査の実施に努めております。また、監査役、内部監査担当及び会計監査人は会計監査人の往査や決算監査完了時等にミーティングを設け、連携と情報共有を深めることにより、実効的かつ効率的な監査が行えるようにしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大木　弘明	他の会社の出身者													
信貴　威宏	公認会計士													
松永　暁太	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大木　弘明	○	該当事項はありません。	大手金融機関における監査等の経験を有しており、これまでに培ってきた企業のリスクマネジメントに係る知見を活かして当社における監査の全般的な実効性の確保という責務を果たしていただけるものと判断し、選任しております。また、東京証券取引所の定める独立基準に照らして一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
信貴　威宏	○	該当事項はありません。	公認会計士として会計事務所を経営しており、高度な専門性と知見を有していることから、主に当社の会計面の監査を行い、財務諸表等の適正性確保に係る助言・提言をいただけることを期待して選任しております。また、東京証券取引所の定める独立基準に照らして一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
松永　暁太	○	該当事項はありません。	弁護士として法律事務所に所属しており、他企業における監査役の経験もあるため、主に法務面の監査を行い、コーポレート・ガバナンス強化のために法律面から経営を監視・監督していただくことが期待できると判断し、選任しております。また、東京証券取引所の定める独立基準に照らして一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び幹部社員の業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員に対して中長期的な株主価値の向上への意識を高めることを目的として付与しております。今後、社外取締役に対して株主利益を重視した経営を行っていただくことを目的として、社外監査役に対して株主利益の観点から監査役に求められる適切な監査を実効性高く実施していただくことを目的として付与することも検討してまいります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等につきましては、取締役会の決議により一任を受けた代表取締役社長が、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、以下の基本方針に基づき決定しております。
1．当社の取締役の報酬は、基本報酬(金銭報酬)、業績連動報酬(金銭報酬)及び非金銭報酬により構成する。
2．基本報酬額の決定は、取締役会から代表取締役社長に一任する。代表取締役社長は、各取締役が担う役割・責務、また各取締役の業績・貢献度等に応じて検討する。さらに、同規模や類似業種の他企業との水準比較や外部調査機関の調査データ等を踏まえて代表取締役会長との協議を経て決定し、毎月現金で支払うものとする。
3．業績連動報酬は、業績数値によって客観的に成果を測ることができる業務執行取締役を対象とし、連結営業利益の年度予算達成率に応じて金額を算出のうえ年1回現金で支払うものとする。
4．金銭報酬(基本報酬及び業績連動報酬)に占める業績連動報酬の割合については、0%から50%の範囲内とする。
5．非金銭報酬は株主総会の決議の範囲内で、総会後1年以内に取締役会の決議により新株予約権を割当するものとし、これらの制度を整備した後に導入することとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは管理本部にて行っております。
取締役会の資料は、原則として管理本部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を実施しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会
当社の取締役会は、代表取締役社長の堤幸治を議長とし、その他の取締役4名(うち社外取締役2名)で構成されております。迅速かつ効率的な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。定時取締役会においては、月次業績報告の他、各種リスク項目やインシデント発生等の「リスク報告」を行い、迅速な情報共有によるコーポレート・ガバナンスの強化を実施しております。
取締役会は、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督しております。また、各監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見表明を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

(2)監査役会
当社の監査役会は、常勤監査役の大木弘明を議長とし、非常勤監査役2名(3名とも社外監査役)で構成されております。定時監査役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。
監査役会においては、取締役会付議議案の内容や取締役の業務執行等についての意見交換を行う他、主に常勤監査役が実施した重要書類等の閲覧や重要会議への出席といった監査に関する報告を行い、当社の内部統制の状況を確認しております。

(3)内部監査室
当社の内部監査室は、代表取締役社長の直轄部署として1名を配置しております。代表取締役社長の承認のもと、当社のみならず子会社についても監査を行い、業務の適正な運営が実施されるよう被監査部門に対して改善提言等を行っております。
また、内部監査室は、監査役や会計監査人と適宜情報交換を行い、有効かつ効率的な監査の実施に努めております。

(4)会計監査人

当社は、史彩監査法人と監査契約を締結しており、計算書類等の適正性を確保するための会計監査が実施されております。

(5)リスクマネジメント委員会
当社は、代表取締役社長、管理部門管掌取締役、常勤監査役、内部監査室長、その他関係者が出席するリスクマネジメント委員会を四半期に1回開催しております。当社におけるリスク評価を行い、重点的に対応すべき事項について協議しております。また、何らかのインシデントが発生した場合には臨時開催を行い、インシデントの種別に速やかに対応方針を協議する体制を整えております。

(6)リスク管理会議
当社は、代表取締役社長、管理部門管掌取締役、常勤監査役、内部監査室長、全部門長、その他関係者が出席するリスク管理会議を毎月1回開催しております。営業（対顧）関連、情報・システム関連、人事労務関連など、リスクマネジメント委員会にて評価された各分野におけるリスク事象について継続的なモニタリングを行い、異常を検知した場合や何らかの問題が生じている場合に速やかに対策を講じられる体制を整えております。

(6)グループ会社会議
当社は、代表取締役社長、管理部門管掌取締役、常勤監査役、各子会社の管理責任者が出席するグループ会社会議を毎月1回開催しております。各子会社から業務執行の報告を行う他、グループ共通の課題についての議論を行うなど、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの向上、均一化に努めております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法上の機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置している他、日常的に業務を監査する役割として内部監査室を配置しております。これらの各機関がそれぞれの機能を発揮し、相互に連携することによって経営の健全性、透明性の確保が可能となると判断し、こうした体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送 株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株 主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主の皆様にご出席いただくため、集中日を避けた日程で開催するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後の課題として検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の課題として検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	今後の課題として検討してまいります。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社 Web サイト上に IRページを作成予定であり、当該 ページにディスクロージャーポリシーを掲載予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を踏まえ、個人投資家向け説明会の開催を検討いたします。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト･機関投資家向けの決算説明会を開催することを予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後の株主構成等を考慮した上で、実施を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社 Web サイト上に IRページを作成予定であり、当該 ページにおいて決算情報、適時開示情報などを掲載する予定であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役管理本部長を情報取扱責任者とし、IR 活動は管理本部が担当する予定であります。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス管理規程に基づく体制を構築するとともに、適時開示マニュアルに則った正確かつ公平な情報開示を行うことにより、顧客、個人ユーザー、株主、債権者等の全てのステークホルダーの皆様からの信頼と期待に応えられるよう努める方針です。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社Web サイトや決算説明会等を通じて、ステークホルダーの皆様に対して積極的な情報開示を行っていく予定であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．当社グループの内部統制に関する基本的考え方
当社グループ（当社及び当社の子会社から成る企業集団をいう）は、高度な技術力とサービス開発力を軸として、魅力ある価値創造企業を目指す。また、企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任を果たしていくためには、透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を追求することが不可欠であるため、コーポレート・ガバナンス体制の充実を経営の最重要課題と位置づけて積極的に取り組む。

2．当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社グループは、法令及び定款を遵守するための社内規程を定めており、これらに基づき職務を行うことを徹底する。
(2) 当社グループにおいては、法令及び定款の違反行為を取締役または使用人が知覚した場合は、内部通報制度や監査役等の匿名性の確保された窓口に通報できる。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務の執行に係る情報（次に掲げる記録を含む）は、書面又は電磁的記録媒体等への記録により、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理する。
・株主総会議事録
・取締役会議事録
・その他取締役の職務執行に関する重要な記録
(2) 取締役及び監査役は取締役の職務の執行に係る情報の記録を随時閲覧できる。

4．当社グループの損失の危険の管理に関する体制
(1) 当社グループでは、取締役会、リスクマネジメント委員会、リスク管理会議、その他の重要な会議において、事業活動に潜在する重大な損失の危険を特定し、その重大な損失の発生を知覚した場合は、すみやかに取締役会において報告する。
(2) 当社グループでは、基幹システムの冗長構成及び耐震防火の対策を行い、事業継続可能性とそのサービス品質を保つことに努め、特許出願を行うことにより独自技術の権利化に努める。
(3) 当社グループでは、優秀な人材の確保及び育成が重要と考え、積極的に採用活動及び教育活動を行い、組織強化に努める。
(4) 当社グループでは、プライバシーポリシーをはじめとする各種規程の周知及び技術的措置に基づくセキュリティ対策を行い、情報管理を実施する。
(5) 当社グループでは、各部門長が業務遂行に係るリスクの定常管理を行い、従業員の相互牽制によるリスク管理を実施する。

5．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社グループでは定例取締役会を毎月開催し、重要事項に関する意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督する。また、当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関しては、多面的な検討を経た上で当社取締役会にて意思決定を行う。
(2) 当社グループでは、取締役及び役職のある使用人で構成される会議を定期的に開催し、取締役会における決定事項に基づき、これを適切に執行するための基本的事項の意思決定を機動的に行う。
(3) 当社グループの取締役は、グループ各社の取締役会で決議された組織構成及び取締役の職務分掌に基づき職務を執行する。

6．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1) 当社グループでは、法令及び定款を遵守するための社内規程を定めており、これらを遵守し適切な取引を行うことを徹底する。
(2) 当社は、「関係会社管理規程」に従い、また、「グループ会社会議」により、各グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項、経営内容、事業計画等の状況を確認する体制を整備する。
(3) 当社は、取締役が当社グループ間の取引の不正を知覚した場合は、すみやかに取締役会において報告し、監査役の監査を受ける体制を整えている。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役と監査役との協議の上、必要と認められる範囲で配置する。
(2) 監査役の職務を補助すべき使用人についての任命、解任等の異動に係る事項及び業務評価の決定については、監査役会の事前の同意を得る。
(3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の職務を補助すべき業務に関し、取締役及び取締役会からの指示を受けない。
(4) 監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令に従うものとし、他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。

8．当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役は、監査役の出席する取締役会において随時その担当する職務の執行状況について報告を行う。
(2) 監査役は、当社の取締役会その他取締役及び使用人が出席する重要な会議に出席できる。
(3) 当社は、監査役が必要に応じ子会社の取締役会その他子会社の取締役が出席する重要な会議に出席を求めることができる体制を整備している。
(4) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めにより、業務執行に関する重要文書の提供及び説明を行い、監査役の職務が円滑に行われるよう迅速かつ的確に協力する。
(5) 監査役は、重要会議への出席や重要文書の閲覧によって当社のリスク管理体制やコンプライアンス体制等について課題を発見した場合、是正を求めることができる。
(6) 当社グループは、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
(7) 監査役に係る規程の改廃は監査役会が行う。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役は必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談することができ、当社はその費用を負担する。また、監査役が職務の執行について必要な

費用の前払い等の請求をしたときは、当社は速やかに当該費用又は債務を処理する。

10．反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
(1) 当社グループは、反社会的勢力･団体･個人とは一切関わりを持たず、不当･不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
(2) 前項の基本方針を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除するために「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策マニュアル」を制定し、不当要求等が行われた場合の対処の方法を定めている他、取引先や役職員等に係る調査の手順について詳細に定めております。
また、警察署への不当要求防止責任者の届出及び講習受講、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターへの加盟等を行い、警察や外部専門機関と緊密に連携することで問題発生時に解決を図る体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】

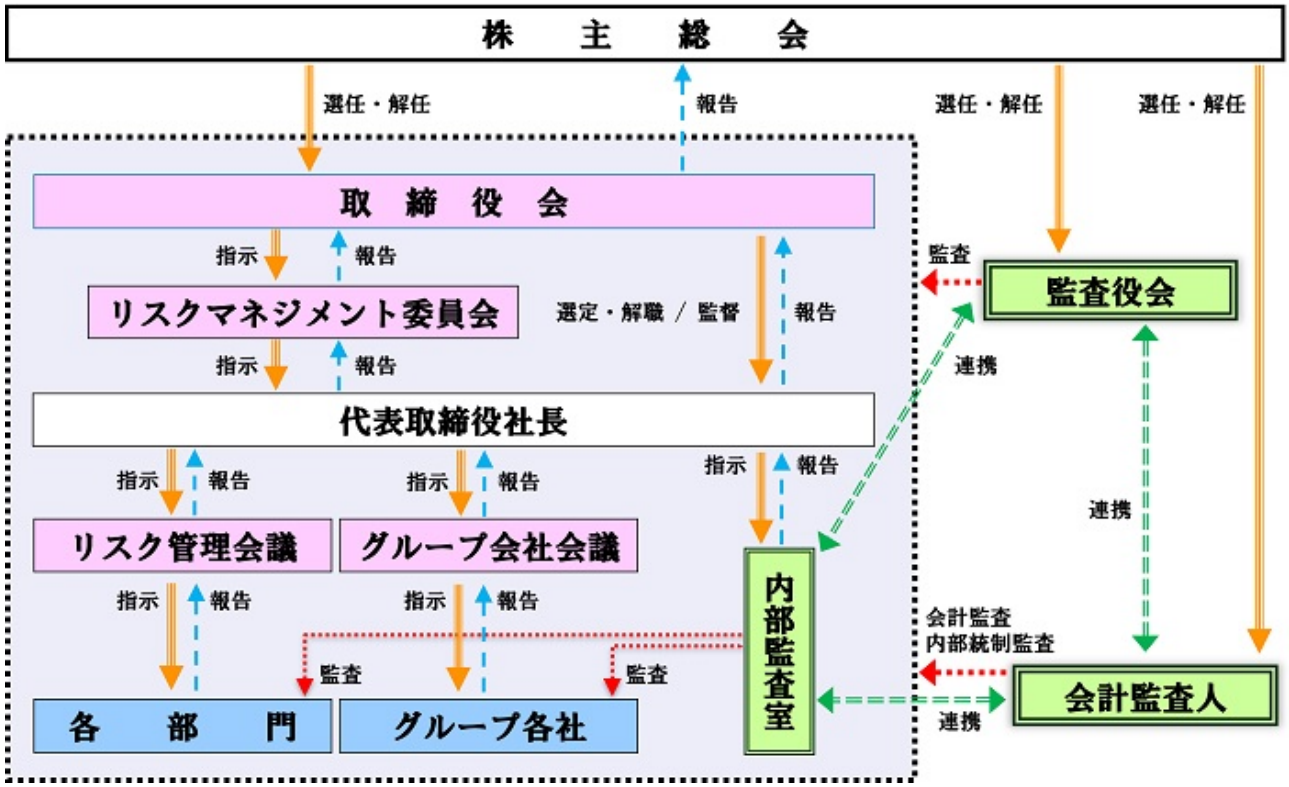

【適時開示体制の概要（模式図）】
（決定事実・決算情報）

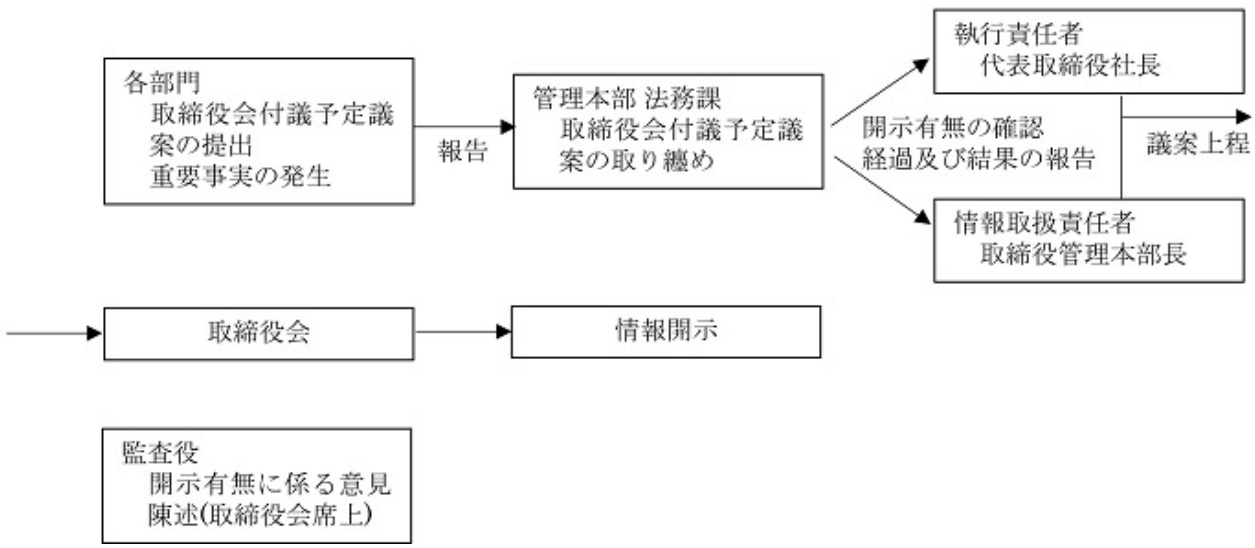

（決定事実・決算情報）

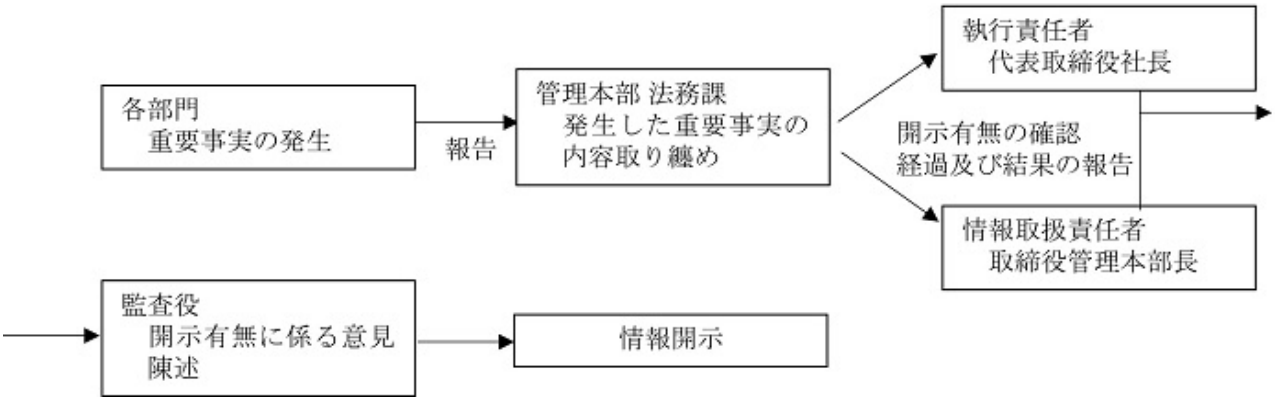
各部門
重要事実の発生
報告
管理本部 法務課
発生した重要事実の
内容取り纏め
執行責任者
代表取締役社長
開示有無の確認
経過及び結果の報告
情報取扱責任者
取締役管理本部長
監査役
開示有無に係る意見
陳述
情報開示